

創刊号1966年4月1日

村の世帯・人口

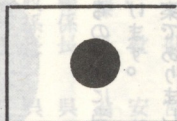
1965年12月末現在

総世帯数 1,831戸

男 4,770人

女 4,971人

計 9,741人



琉球政府創立記念日

広報にしはら

発行所

西原村役所

電話 (0952) 401

印刷所

桑江印刷所

与那原小学校となり

電話 (0952) 365

主な目次

- 1 発刊のことは
西原村長 新川 崔吉
- 2 広報によって住民の信頼を深める
西原村議会議長 親泊輝武
- 3 広報を通じて村行政の確立
西原村農業協同組合長 城間光雄
- 4 役所機構及び職員配置紹介
- 5 村議会議員紹介
- 6 各学区長紹介
- 7 戸籍関係諸届出について
- 8 住民登録について
- 9 補助金交付制度について
- 10 行財政診断の実施
- 11 愛媛県喜多郡内子町と西原村との職員交流
- 12 西原村育英会
- 13 管内小中学校二十年のあゆみ
一 学年別男女児童数
二 職員数及び学級数
三 学校別、期別卒業者数
- 14 財政状況

発刊のことば

西原村長 新川 崔 吉



広報にしはらの発刊に当り、一言ご挨拶申し上げます。

昨年来の懸案でありました「広報にしはら」の創刊号を発刊することができましたことを住民の皆様とともに慶賀に堪えない次第であります。広報は村政を民主的行政にして円滑な運営と発展を図り、住民の深いご理解とご協力を得るための一連の継続的な住民との接触であります。思うに、社会生活が高度化し、同時に経済水準が高まり、行政の内容も質的にも量的にも複雑多岐になって参りました。行政の衝に当るものとして、それぞれやるべき所管行政の内容を住民がよく知って貰いそのご理解を深め、民意に十分耳を傾けて行政施策に取り入れなければならぬものであります。そうすることによって行政に対するご理解を一層深めていただきたいと思います。

われわれが同じ地域社会に住むものとして共に歩んで、われわれすべてが公共の精神を身につけ相協力し合って地域社会建設と住民福祉向上に励んでゆけるような体制の確立が何よりも大切のように思うのであります。

それが真の広報の意義で考えるのであり、広報紙面の一部を住民の自由な投書に開放し相互のコミュニケーションを強めたい所存であります。

住民の直接のご批判、または住民の知りたい、聞きたいことは広報紙上に掲載し、地方自治行政に反映させたいと考えている次第であります。

広報は毎年一月、四月、七月および十月に発行し団体または村内各戸に無料で配布したいと考えております。

広報によって

住民の信頼を深める

西原村議会議長 親 泊 輝 武

長い間懸案でありました広報「にしはら」がこのたび発刊の運びとなり、その慶びの一端を述べたいと存じます。

申すまでもなく、民主主義を土台にした政治体制のもとでは、世論という住民の一般的な考えが政治の動向を左右すると云う仕組みになっていて、住民の意志を無視しては如何なる施策も行なえるものではありません。

地方自治体としての市町村においてもそのような仕組みになっていて、市町村がひとつの施策あるいは事業を行う場合には、常にそれらの施策の実態、事業の内容を住民に提供して批判を仰ぎ、理解と協力を求めるのが必要であります。

かつての君主政治や専制政治の社会制度のもとでは、所謂上意下達とか下意上達とかいう言葉が示めすように、ただ上部から天下り式に住民

今後は広報活動の強化を図り、年四回を更に毎月一回に発刊し、広報を健全に育成するために、住民の協力が必要だと痛感するものであります。

地方自治体を活発なる発展を期するため、民意を地方行政に反映させることであります。

今後なお一層のご協力を下さいますよう紙上をもってお願い申し上げますとともに広報創刊についてのご挨拶いたします。

に伝達すればそれがことが済むことで施策や方針を住民に理解させ批判を求める必要もなかった。従って広報活動の必要もなかった。ところが今日の地方自治としての市町村にはその存在性格が住民への奉仕が主要な任務を完うするためにはやはり住民の要請に沿ってその満足を得るよう、それぞれの業務の内容を住民に周知徹底させ、理解と協力を求めねばならない。またそうすることによって市町村の行政運営も円滑にいき、その発展を約束されるものと思えます。そういう意味において今や広報活動は市町村の運営にとって不可欠の関係にあり、その果す役割はどんなに高く評価しても過ぎることではないと考えます。最後にこのたびの発刊を契機としてより一層の交流と理解を深め、相互の信頼を基盤とした村の限らない発展を願うものであります。

広報を通じて

村行政の確立

西原村農業協同組合長

城 間 光 雄

このたび村当局において「広報にしはら」の発刊される事はまことに時宜を得た適切な企画だと存する次第であります。

ここに記念すべき創刊号に当り「広報にしはら」の発展を心から祈念すると共に関係者各位のご活躍をご期待致します。

戦後二十年沖繩における社会情勢は複雑多岐で村行政の衝に当る方々のご努力とご苦労は、はかり知れないものがあつたと思います。

申し上げるまでもなく、りっぱな施策は明るい行政をしくと、よく云われていますが、行政の衝に当るものがりっぱな施策だと思われても

地域住民の理解と協力が得られなければその施策遂行が困難な事は明らかですが、広報活動によって、行政内容を広く村民に知らすことに

よって村民の理解と協力が得られ、施策遂行が最大に助長されるものと思うのであります。

なお村民の直接間接の声を広報紙上に掲載して貰い、広報を通じて村行政確立が一段と強化され、明るい、住みよい、豊かな村づくりが推進されるものと思います。

村民の一員として「広報にしはら」の意を充分發揮することを望むと共に関係者の皆さんが創意と工夫を尊重され、積極的に取り組んでいくことにより目的達成がなされます。

創刊に当り、ご挨拶いたします。

役所機構及び職員配置紹介

しように計画がすめられ、去る二月一日より執務がはじめられていますが新しい機構内容は次のとおりである。

村長	新川 崔吉	書記	泉川 利夫	社会福祉主事	仲宗根 精恵
助役	宮平 吉太郎	臨時職員	宮平 苗子	社会福祉主事	新川 正信
収入役	安谷屋 隆造	経済課長	西原 裕昌	社会教育主事	仲宗根 英輝
総務課長	翁長 正貞	農林課長	小川 良夫	区教育委員会	仲宗根 政栄
企画広報係長	呉屋 善徳	建設課長	新垣 正義	社会福祉主事	井口 盛睦
庶務財政係長	呉屋 厚雄	建設課長	玉那覇 三郎	公衆衛生看護婦	金城 和子
運転手	大城 幸盛	財政課長	山畑 清光	農業改良普及員	新垣 良昌
使丁	伊集 盛文	税務係長	伊波 精吉	生活改善普及員	比嘉 美代子
給仕	小橋川 シゲ	評定係長	小橋川 正世	担当職医	伊佐 善典
住民課長	大城 政吉	評定係長	小波津 稔	行政書士	新川 郁夫
住民係長	下地 好克	評定係長	佐久川 正信		
書記	新川 善清	評定係長	許田 美代子		
	比嘉 貞宗	評定係長	糸数 雄介		
	与古田 光順	評定係長	翁長 正昌		
		評定係長	小橋川 善伸		

※ 村議会議員

議席番号	職氏名	議席番号	職氏名
16	親泊輝武	8	中山正徳
1	宮平繕一	9	米須清喜
2	新川正雄	10	新垣貞雄
3	小波津正範	11	金城哲男
4	城間光雄	12	欠良員
5	外間正栄	13	屋儀朝光
6	中山貞信	14	与儀朝光
7	小橋川善伸	15	新川郁夫
		16	呉屋仁一
	議長 副議長		議長 議員
	〃 〃 〃 〃 〃		〃 〃 〃 〃 〃

各字区長紹介

区長は村政を円滑に運営するために事務を委託することになっている。区長は部落の推薦により、村長が委嘱し事務委託期間は二ヶ年とし、ただし、再委嘱を妨げないことになっている。大半の部落は一九六五年六月三十日で任期満了により一九六五年七月一日委嘱辞令を交付し、村行財政の発展のため協力することになっており、各部落区長は次のとおりである。

幸地区長 与那嶺英弘	嘉手苅区長 嘉手苅三郎
棚原区長 宮里盛光	小那覇区長 中山善正
徳佐田区長 安座間喜正	崎原区長 崎原盛義
森川区長 石原昌英	仲伊保区長 新川和子
千原区長 普天間朝光	伊保之浜区長 与古田光助
上原区長 喜納信政	兼久区長 山内盛一
翁長区長 稲福政徳	与那城区長 城間源市
呉屋区長 呉屋栄一	我謝区長 新垣盛光
津波区長 与那嶺義定	安室区長 宮平盛繁
小橋川区長 宮城三郎	桃原区長 喜屋武久太郎
内間区長 新垣純英	池田区長 山内昌徳
掛保久区長 玉城五郎	小波津区長 小波津武司

戸籍関係諸届出について

戸籍は人の身分関係を登録しこれを公証する重要な公分書でありますので、われわれの社会生活上欠くことのできない重要なものであることは申し上げるまでもありません。戸籍記載の基本である届出の種類は、報告的届出と創設的届出等があります。

届出事項

届出するあらすじ

届出事項	届出するあらすじ
1. 出生届	出産の日から十四日以内に届出て下さい。届出義務者は必ず印鑑持参のこと、出生子本人の本籍地が他の市町村にある場合は、届書二通、戸籍謄本一通添付。
2. 死亡届	死亡の日から七日以内に届出て下さい。届出義務者は印鑑持参、死亡者本人の本籍地が他の市町村にある場合は、届書二通と戸籍謄本一通添付。
3. 婚姻届	(一) 夫妻が本籍住所とともに本村にある場合、夫妻相互の印鑑および証人二人の印鑑持参する。 (二) 夫妻のいずれかの本籍が他の市町村にある場合、本村に入籍する者の戸籍謄本と住民票抄本各一通持参、婚姻届書は二通、夫妻相互の印鑑および証人二人の印鑑持参。 (三) 夫妻が共に村内に居住し、本籍地が他の市町村にある場合、婚姻届書は三通、夫妻相互の印鑑と証人二人の印鑑持参、夫妻相互の戸籍謄本各一通添付。
4. 転籍届	戸籍謄本二通添付、普通筆頭者およびその配偶者が届出人となるので各届出人の印鑑持参。

※ その他の戸籍関係届出については村役所戸籍係にお問い合わせ下さい。

住民登録について

住民登録は、住民を登録することによって、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正な処理に資

することが目的となっております。住民票は村内に居住を有するものについて世帯を単位として作成されておりますので選挙人名簿、村民税台帳、学令簿、予防接種台帳等その他いろいろな行政事務に利用される重要なものであります。

住民登録関係の諸届出は、琉球外移住届の外はすべて届出期間が規定されておりますので法定期間内に届出をしないと二ドル以下の過料にされることとなりますので、次の事項を留意の上届出下さい。

届出事項	届出するあらずじ
1. 転出する場合	本村から他の市町村に転出する場合又は住所を定めた日から十四日以内に住所他の市町村長に届出下さい。転出先の住所(番地)を明記できるように調べておいて下さい。住民票の謄本又は抄本および印鑑を持参する。
2. 転入する場合	他の市町村から本村の区域内に住所を定めたものは転入の日から十四日以内に届出下さい。届出人の印鑑持参、住民票の謄本又は抄本持参。
3. 住所変更(村内転居)の場合	住所を変更した日から十四日以内に転居届を提出して下さい。世帯主または本人の印鑑持参、転居先の住所(番地)を明記出来るように調べておいて下さい。
4. 世帯主変更の場合	死亡、その他により世帯主を変更したときは速かに届出下さい。

※ その他の住民登録関係の届出については村役所住民登録係にお問い合わせ下さい。

補助金交付制度について

本村は行財政の確立と村民の福祉発展を図るため、農業、畜産、衛生関

係及び個人諸団体を対象として補助金交付制度を実施しているが、本年度において直接個人、団体に関係あ

る補助金の項目は概ね次のとおりである。

No.	補助金規程名	補助金交付のあらずじ	対象	施行年月日
1	西原村病害虫防除資材購入補助金交付規程	農作物防除資材の防除を図るためこの現実により補助金を交付する。この規定において病害虫防除資材とは農作物の生育に害する病害虫を駆除する目的で使用される。機具、農薬をいう。	個人の噴霧器散粉器購入など農協より農薬購入25%以内補助	一九六一年十月十七日規程第五号
2	西原村果樹増殖奨励補助金交付規程	果樹の増殖奨励の振興を図るため、この規定により補助金を交付する。村の奨励する優良果樹を共同購入する場合に限る。	団体及び個人購入補助額の50%以内	一九五五年十一月三日規程第六号
3	西原村役肉用牛生産奨励補助金交付規程	役肉用牛の生産増強を図るため、予算の範囲内において仔牛生産者に對し補助金を交付する。	個人又は団体	一九六一年二月二日規程第一号
4	西原村有畜農業経営改善補助金交付規程	農業構造の改善を目的として、有畜農業経営方式の確立を図るため補助金を交付する。新規に牛、馬、豚(種豚)を購入した場合に家畜の改良増殖に熱心な農家に交付する。	個人	一九六三年十二月二五日規程第一号
5	西原村納税奨励金交付規程	納税思想の高揚を図り、村行政及び区教育の円滑なる運営、この規定により奨励金を交付し、村税並びに教育税を確実に納付を促進することを目的とする。	区長部落団体	一九六〇年七月四日規程第二号
6	各種団体の事業に関する補助金交付規程	各種団体の保護育成を図り、団体の活動の範囲内で補助金の交付を実施。	各団体	一九六四年五月六日規程第四号
7	西原村環境衛生奨励補助金交付規程	環境衛生を改善し、公衆衛生の向上を図るため、衛生予算の範囲内で補助金を交付し、個人が三槽式改良便所を建造する場合に交付する。	個人	一九六〇年五月四日規程第一号

愛媛県喜多郡内子町と

西原村との職員交流

村の行政事務の能率向上に役立つため、このたび本士先進地市町村と職員交流が実現の運びになりました。

職員交流の目的は有能な人材を送って、その行政事務の能力を向上させることであり、また本村より派遣される職員は本上市町村の中堅幹部職員の指導助言を得ることでもっとも行政一般については必要なこと

であります。

このたび派遣される職員は財政課会計係佐久川正信君で、伝票会計事務の実務研修のため、四月から五月まで二ヶ月間みっちり勉強することになっております。

なお、本士の内子町からは、同町の総務課財政係長松本義行氏が派遣されることになっております。

行財政診断の実施

市町村行財政の合理的な実現を図り、その運営の改善を期するため、

総務局地方課に依頼したところ三月三日から七日まで四日間調査員七名の方々の指導助言をうけた。

地方自治行政は質的にも量的にも年々増加しかつ専門化しつつある今日、実際の運用にあたっては理論と技術の究明が強く要求されている。このときにあたり合理的行財政運営の基本方針を樹てるため行財政診断をうけ、今後の指針を樹てることにした、その指導の内要は次のとおり

である。

- 一、行財政運営の基本方針
 - 二、行政組織及び各事務内容
 - 三、各条例、規程の運用
 - 四、財政運営及び諸会計事務
 - 五、職員の構成及び諸給与
- 以上のとおり実施し最終日の三月七日には嶺井地方課長外六名の調査員より各部門に亘り好評があった。総合的診断結果は改善に要する事項を記載した文書により村に通知することになっているので、それに基き改善指針を樹てたい。

西原村育英会

西原村においては、一九六二年十二月二十二日に西原村育英会が組織された。本育英会は優秀な学生生徒で経済的理由によって修学困難なるものに對し学費を貸与し、その他育英上必要な業務を行って有用な人材を養成することを目的とされていま

す。

なお育英会の基金は、村費補助金、区教育委員会及び本会の趣旨に賛同する篤志家の寄附金をもって充てる

ことになっている。

本会には、役員及び職員を次のとおり置いている。

- 会長一名、副会長一名、理事一名、監事二名、評議員三八名、会計一名

貸与条件としては育英会資金貸与規則により、貸費生は、本村に籍（居住者を含む）を有するものに限り、出身学校長、又は、現に在学する学校の長をして志望者を推薦せ

しめ、理事会がこれを選定する。志望者は次の書類又はこれに準ずる書類を添えて、毎年三月三十一日までに会長に提出することになっているが、提出期日は会長が変更することもある。

- 一、戸籍謄本
- 二、村長の証明した家族調査及び保証人の資産並に所得調査書
- 三、学校長の人物調査書
- 四、在学または卒業証明書並に学業成績調査書
- 五、保健所の身体検査書
- 六、その他会長が指示する書類

貸費生に貸与する金額は高等学校一人につき月五ドル以内、大学につき月十ドル以内、その他の大学に留學するものは一人につき月二十ドル以内となっている、学資期間は学校教育法に定める修学年限とする。

ただし、特別専攻科にして実地修練を必要とするのは、本会の決議により延長することができる。

貸費生は卒業後、次の方法によりその貸付金を償還しなければならぬ。

- 一、就職六ヶ月以降毎月その月収額の百分の十以上を貸付金額に達するまで償還しなければならぬ。但し、特別の事情があるときは償還方法の変更を願ひ出ることが出来る。
- 二、貸費生の学資の貸付金については利子をつけない。
- 三、卒業後理由なくして一ヶ年以上就職しないときは、本会の指定に基き、貸付した金額の全部または一部を償還しなければならない。

貸費生が次の各号の一に該当するときは貸費を廃止し、本会の指定する方法により貸付金額を償還せしめらる。

- 一、貸費生が選定当時の学校を變更しまたは転校したとき、

年別	期別	男	女	計	累計
46	1	77	66	143	143
47	2	110	76	186	329
48	3	67	65	132	461
49	4	78	64	142	603
50	5	64	55	119	722
51	6	93	82	175	897
52	7	65	60	125	1,022
53	8	70	72	142	1,164
54	9	62	62	124	1,288
55	10	52	49	101	1,389
56	11	50	29	79	1,468
57	12	37	19	56	1,524
58	13	60	32	92	1,616
59	14	83	93	176	1,792
60	15	79	76	155	1,947
61	16	111	90	201	2,148
62	17	102	113	215	2,363
63	18	109	110	219	2,582
64	19	109	103	212	2,794
65	20	104	120	224	3,018
平均		79.0	71.8	150.9	

三、学校別、年次別、期別、卒業者数
(1) 西原小学校の部

学級数	区別		数	
	総数	分		
五七	三六	男	西原小学校	計
	四二	女		
	七八	計		
二六	七	男	坂田小学校	計
	二六	女		
	三三	計		
一一	五	男	西原中学校	計
	九	女		
	一四	計		
一九	二四	男	西原中学校	計
	一七	女		
	三二	計		

二、職員数及び学級数

学級数	男	女	計	西原小学校	坂田小学校	西原中学校
六年生	一六二	一六五	三二七	一〇五	一二〇	一二五
五年生	一三三	一五二	二八五	一〇五	一九二	二九五
四年生	一五四	一四四	二九八	九七	一九九	一九九
三年生	三〇九	二八三	五九二	八五	一七二	一七二
二年生	二九七	二六八	五六五	七八	一七五	一七五
一年生	二八九	二七八	五六七	九二	一九七	一九七
総数	一三四四	一二九〇	二六三四	五八〇	五七七	一一五七
管区内	一三四四	一二九〇	二六三四	五八〇	五七七	一一五七
管外	一三	一三	二六	一	一	一

一、学年別男女別、児童数

管内に西原小学校、坂田小学校、西原中学校の三校が設置されていますが、各学校の学年別、男女別児童数は一九六六年二月一日現在で次の表のとおりであります。

管内小・中学校の教育状況

二、特別の事情ある場合を除き停学したとき
三、退学したとき
貸費生は、卒業、休学、停学その他身分上の変化または三週間以上継続し欠席の場合は、会長に同時報告し

なければならない。
貸費生は学校長の証明する次の事項を会長に報告しなければならない。
一、学業成績年二回（前期分は十一月十五日まで後期分は五月十五日まで）

二、出席状況（第一期は八月十五日まで第二期は翌年一月十五日まで第三期は四月十五日まで）

(2) 坂田小学校の部

年別	期別	男	女	計	累計
1946	1	46	29	75	75
47	2	32	32	64	139
48	3	40	35	75	214
49	4	34	43	77	291
50	5	47	45	92	383
51	6	43	42	85	468
52	7	48	29	77	545
53	8	36	32	68	613
54	9	38	31	69	682
55	10	22	23	45	727
56	11	16	19	35	762
57	12	15	11	26	788
58	13	17	23	40	828
59	14	47	36	83	911
60	15	31	45	76	987
61	16	40	40	80	1,067
62	17	50	45	95	1,162
63	18	51	45	96	1,258
64	19	44	42	85	1,344
65	20	57	45	102	1,446
平均		37.7	34.6	72.3	

(3) 西原中学校の部 (一九四六年度より一九五八年度卒業は西原、坂田中学よりの部)

年別	期別	男	女	計	累計
1946	1	54	33	87	87
47	2	24	59	83	170
48	3	10	18	28	198
49	4	54	39	93	291
50	5	83	56	139	430
51	6	92	79	171	601
52	7	96	80	176	777
53	8	74	64	138	915
54	9	131	119	250	1,165
55	10	104	80	184	1,349
56	11	101	98	199	1,548
57	12	98	89	187	1,735
58	13	73	70	143	1,878
59	14	64	48	112	1,990
60	15	49	27	76	2,066
61	16	77	56	133	2,199
62	17	126	118	244	2,443
63	18	106	119	225	2,668
64	19	151	124	275	2,943
65	20	148	147	295	3,238
平均		85.7	76.1	161.4	

一九六五年度決算状況について

一九六五年度決算状況は、別紙パイ図でみるとおり、才入総額一二九、六五九、〇〇弗才出総額一一九、四六六、六四弗になっており、才入において三七、六一七、八一弗才出において三六、六六四、七二弗と前年度より増額しております。

決算状況について説明いたします。村税において、前年度が三五、〇九九、八八弗で本年度は四〇、九二一、〇一弗差引五、八二一、一三弗の増額であります。その主な理由としては納税義務者各位の積極的な御協力による納税成績の向上が大きな原因であります。納税成績九四、九三％中部製糖の不動産取得税および事業税の増額も大きな原因としてあげられます。

にともなうものであります。

機構改革、増員、事務局、建設課等新しい課の設置などが主な要因であります。

次に投資的な経費といたしましては土木費が前年度二三、六二〇、五三弗に対し、本年度は四一、七四〇、五三弗と約倍額の増加となっております。財産費において前年度は四、四五〇、〇〇弗に対して本年度は九、九五二、〇〇弗と役所建築資金積立金、退職給与積立金等が急速な伸びを見ております。

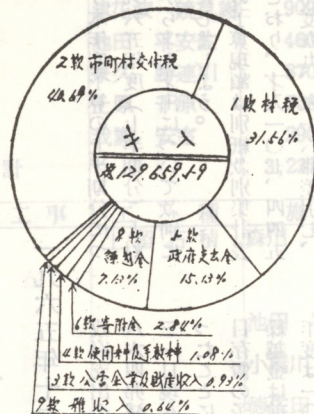
其の他社会労働施設費、保健衛生費、産業経済費等についても増額で村財政の着実な伸展が示されています。以上増減の多い項目について取り上げて見ました。

応着してきこと。

二、諸証明交付閲覧手数料二五仙より二十仙への改正。

才出面について議会費、役所費の増額があげられますが村議会費、村役所費共に報酬、職員給の引上

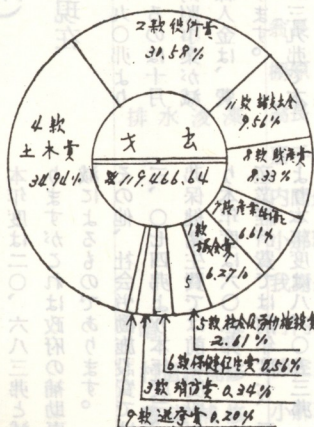
円グラフで見る決算状況
才入総額に対する割合



才 入 1965年度 決 算 款 別 集 計 表

科 目	予算額	調 定 額	収入済額	収 入 未済額	予算額に 対する増減額	予算額に 対する収入%	調定額に 対する収入%	才入総額 に対する割合
1 村 税	41,214	43,105.59	40,921.01	2,184.58	△292.99	99.29	94.93	31.56
2 市町村交付税	52,762	52,762.00	52,762.00			100	100	40.69
3 公営企業及財産収入	1,159	1,204.77	1,204.77		45.57	103.95	100	0.93
4 使用料及手数料	1,578	1,399.14	1,399.14		△178.86	88.67	100	1.08
5 政府支出金	19,654	19,617.03	19,617.03		△ 36.97	99.81	100	15.13
6 寄 附 金	3,703	3,683.75	3,683.75		△ 19.25	99.48	100	2.84
7 繰 入 金	1				△ 1.00			
8 繰 越 金	9,239	9,239.86	9,239.86		0.86	100.01	100	7.13
9 雑 収 入	768	832.03	832.03		64.03	108.34	100	0.64
才 入 合 計	130,078	131,844.17	129,659.59	2,184.58	△418.41	99.68	98.34	100

円グラフで見る決算状況
才出総額に対する割合



才 出 1965年度 決 算 款 別 集 計 表

科 目	予算額	予備費 支出額	予算現額	支出済額	不用額	予算額に 対する支出%	才出総額 に対する割合
1 議 会 費	7,556		7,556.00	7,488.20	67.80	99.10	6.27
2 役 所 費	37,076		37,076.00	36,537.27	538.73	98.55	30.58
3 消 防 費	402		402.00	399.50	2.50	99.38	0.34
4 土 木 費	43,288		43,288.00	41,740.52	1,547.48	96.43	34.94
5 社会及労働施設費	3,131		3,131.00	3,122.15	8.85	99.72	2.61
6 保 健 衛 生 費	699		699.00	666.55	32.45	95.36	0.56
7 産 業 経 済 費	7,948		7,948.00	7,898.23	49.77	99.37	6.61
8 財 産 費	9,955		9,955.00	9,952.50	2.50	99.97	8.33
9 選 挙 費	254		254.00	240.90	13.10	94.84	0.20
10 公 債 費	3		3.00		3.00		
11 諸 支 出 金	11,786		11,786.00	11,420.82	365.18	96.90	9.56
12 予 備 費	7,980		7,980.00		7,980.00		
支 出 合 計	130,078		130,078.00	119,466.64	10,611.36	91.84	100

一九六六年度予算説明

(上半期)

一九六五年十二月三十一日現在

これより本年度予算の上半期分について一九六五年度（上半期分）と対照しながら才入才出について款別に説明いたします。

本年度の予算現額は別紙別集計表に示すとおり、才入一〇七、四五五、前年度九九、九二六弗差引七、五二九弗増額し、これを款別にみると本年度の村税は三八、一五三弗前年度は三〇、四二四弗と七、七二九弗の増額になっています。

自主財源である村税が年々着実な伸長を示していることは、別表の通りであります。

市町村交付税についても政府課税の増額と繰入率の引上げによって増額が見込まれています。次に公営企業、財産収入を増額となっております。本村は公営企業がなく財産収入が殆んど（八八％）村有地の賃貸料になっているので急な増減はありませんが中部配電の株がかえって、五〇〇弗収入になり増額の主な原因になっています。

政府支出金では一〇、四九〇弗より八六四弗減額になっているのは十月三十一日現在までの補助対照事業が減ったことによります。繰入金は、費目存置の予算処置であります。

繰越金は前年度が九、二三九弗で本年度は一〇、一九二弗となっています。雑収入について前年度三〇〇弗に対して本年度は三七五弗で少々増えています。が主な理由として無地番賃貸料（軍道路一三号線の方）予金
 利子があげられます。

次に才出について

議会議費で前年度七、七九九円が本年度は九、三〇八円で一九・二％の増額となっています。議員報酬の引上げが前年度に比べて一七・三％増えているので主な理由といえます。

役所費では前年度三一、八五四弗が本年度は四〇、七一八弗で二七・八%の増加で主なものとして吏員給および管外旅費になっていますが、これも社会情勢に伴い義務的経費の自然増と思われます。

な原因となっています。

土木費では前年度二八、七二六弗が本年度は二〇、六八三弗と減っておりますがこれは政府の補助事業費の減によるものであります。

その他、社会労働施設費では前年度三、〇七四弗より本年度三、五六七弗保健衛生費では前年度四七三弗より本年度は六〇八弗

より本年度は八、〇五三弗
財産費三、九五五弗が二、四三〇弗
と減になっています。

選挙費では二五四弗より一、〇六二弗と増加、その理由は立法院議員、村長選挙費が主なもの、

公債費三弗より二七三弗へ増加、これは市町村交付税の遅延による一時借入金の利息、

諸支出金一、四五三弗より一四、二四五弗と増これは区長事務託委託及び固定資産評価費が主です。

予備費今年度は五、三六二弗となっています。

以上一九六六年度予算、上半期分について前年度上半期と対照説明いたしましたが後半期分については来る十月の公表で、なお決算については四月に公表いたします。

1965年度 土 木 工 事 工 程 表

[illegible]

